

# 入札説明書

米子市掲示第14号に係る入札公告(以下「公告」という。)に基づく入札等については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日** 平成21年4月3日(金)
- 2 契約者** 米子市
- 3 担当部課** 〒683-8686  
鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市総務部入札契約課(電話0859-23-5365)

## 4 入札物件

米子市が使用していた次の車両の売却

- (1) 塵芥収集車両 8台
- (2) 空缶プレス機搭載車両 1台

※すべて中古車ですので、状態については、現物を確認してください。

※各車両の登録年月日、排気量、走行距離等の仕様については、別紙のとおりです。

## 5 入札の方法

- (1) 一般競争入札(せり売りではありませんので、ご注意ください。)。  
なお、郵送又は電送による入札は、認めません。
- (2) 上記入札物件は、車両1台ごとに、それぞれ独立した入札として執行いたします。

## 6 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課
- (2) 日時  
平成21年4月3日(金)から同月23日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

## 7 入札参加資格

次の方は、入札に参加することができません。

- (1) 未成年者
- (2) 被成年後見人
- (3) 被保佐人
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に規定する者

※この条文は、本入札説明書の末尾に記載してあります。

## 8 附帯条件

- (1) 名義変更手続、自賠責保険手続等は、落札者自らが自らの負担で行うこととし、現物の引渡しは、売却代金の支払及び名義変更手続の完了を確認した後とします。

なお、引渡しは、名義変更後となりますが、名義変更のための車両引渡しは行いません。(鳥取県外の方が名義変更しようとする場合は、ナンバー交換等の手続上、車両現物が必要となりますが、これは、米子市名義のまま落札者運転による事故を、未然に防止するための措置ですので、ご了承ください。)

- (2) 入札物件の落札者への引渡方法は、現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切いたしません。
- (3) 塵芥収集車は、落札者の負担により車両本体の全面塗装を実施してください。塗装完了について、市の確認を受けるまで当該車両の使用を禁止します。(これは、現外装のままでは、米子市所有の塵芥収集車と混同されるおそれがあるための措置です。)

なお、空缶プレス機搭載車については、車両本体を全面塗装する必要はありませんが、「米子市」と表記されている部分を外部から見えないようにする措置をしてください。

- (4) 契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を上乗せした金額となります。

## 9 入札物件公開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年4月16日(木) 午後2時
- (2) 場所 米子市河崎3280番地1 米子市クリーンセンター 車庫前
- (3) 参加申込み

入札物件公開会に参加を希望される方は、平成21年4月15日(水)午後5時30分までに、米子市総務部入札契約課(電話0859-23-5365)へ電話にてお申し込みください。

## 10 入札参加申込みの期限及び場所

- (1) 期限 平成21年4月23日(木) 午後5時30分
- (2) 場所 米子市役所本庁舎2階 総務部入札契約課
- (3) 提出書類

ア 入札参加申込書(別添の市指定様式のもの)

イ 市税等滞納状況調査同意書(別添の市指定様式のもの)

※ この入札参加申込みをされなければ、入札に参加することはできません。

※ 市税等の滞納がない方でなければ、原則として契約はできません。

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 12 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年4月28日(火) 午後2時
- (2) 場所 米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎4階 401会議室

## 13 入札の手順

- (1) 持参物

ア 入札書及び封筒(別添の市指定様式のもの)

※この入札説明書を米子市ホームページからダウンロードされた方の場合、市指定の封筒は、入札日当日の受付時にお渡しいたします。

イ 委任状(代理人が入札する場合)

ウ 印章(代理人の場合は、代理人の印章。なお、ゴム製のものは不可)

エ 筆記用具(鉛筆不可)

オ 辞退する場合の辞退届用紙

## (2) 入札書・委任状・辞退届の記入方法

別紙記載例のとおり

## (3) 落札者の決定

ア 予定価格(非公表)を上回る入札金額のうち、最高価格を提示された方を落札者とします。

※予定価格とは、市の売却希望価格のことです。

イ 予定価格を上回る入札金額がなかった場合は、引き続き、再度入札を行います。入札は、最高3回まで行います。

ウ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。

この場合において、くじを辞退することはできません。

エ 入札執行を3回まで行っても、予定価格に達した方がおられない場合には、最後の入札で最高金額を提示された方と示談をすることがあります。

※この場合でも、予定価格(非公表)を変更することはありません。

オ 落札結果(落札者名、落札金額等)は、入札後に一般公開予定ですので、ご了承ください。

## (4) その他の留意事項

ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできません。

イ 入札者が1人であっても、入札を実施します。

ウ 入札書には、記名押印をしてください。

エ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。

オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。

カ 再度入札以降において、前回最高金額と同じ金額又は下回った金額を記入することはできません。

キ 入札に参加する資格のない者の入札は、無効となります。

ク 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効となります。

ケ 2人以上の入札者の代理をした者の入札は、無効となります。

コ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確であるものに限る。)を提出してください。申込者が連名の場合で、いずれか1人が入札に参加する場合も委任状が必要になります。

サ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。

シ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市契約規則(平成17年米子市規則第43号)及び米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)に定める規定に基づき執行いたします。

#### 14 入札後の留意事項

- (1) 落札者は、平成21年5月13日(水)までに、契約を締結しなければなりません。
- (2) 市税等(米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱(平成18年4月1日施行)第2条に規定する市税等をいう。)の滞納がない方でなければ、原則、契約の相手方となりません。
- (3) 落札者は、契約の締結の日から20日以内に、売却代金の全額を納付してください。

#### 15 車両使用可能までの流れ

##### 入札説明書の交付

↓ 入札契約課にて交付  
※米子市ホームページからもダウンロード可能

##### 対象車両の公開会への参加申込み

↓ 4月15日(水)午後5時30分までに入札契約課に申込み  
電話申込み可(0859-23-5365)

##### 対象車両の公開

↓ 4月16日(木)午後2時から  
米子市クリーンセンター 車庫前

##### 入札参加申込み

↓ 4月23日(木)午後5時30分までに入札契約課に申込み

##### 入 札

↓ 4月28日(火)午後2時 市役所本庁舎4階401会議室

##### 落 札

↓ 契約書交付

##### 契 約

↓ 5月13日(水)までに契約締結

##### 売却代金の納付

↓ 契約締結の日から20日以内  
納付確認後に名義変更に必要な譲渡証明書等を交付

##### 名義変更等の手続

↓ 落札者の負担で、名義変更及び自賠責保険手続を行う。

#### 車両の引渡し

↓ 名義変更手続完了を確認の上で、米子市クリーンセンターにて引渡し  
(搬出経費等の諸経費は、落札者の負担です。)

#### 車両本体の全面塗装等

↓ 落札者の負担で実施し、実施後に市の確認を受ける。  
その確認を受けるまでは、当該車両の使用を禁止

#### 車両の使用開始

## 16 お問い合わせ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市総務部入札契約課  
電 話 0859-23-5365

### **参考 地方自治法施行令第167条の4第2項**

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。